



# 7月1日受付開始 「臨時福祉給付金」 「子育て世帯臨時特例給付金」

平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられたことに伴い、所得の低い方及び子育て世帯への影響を緩和するため、平成26年においては、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。

支給対象の可能性がある方には、6月中に郵送でご案内する予定です。



## 臨時福祉給付金

◆一人につき 10,000円

※年金や児童扶養手当などの受給者は、5,000円が加算されます。

## 子育て世帯 臨時特例給付金

◆子ども一人につき 10,000円

### 【イメージ】

低所得世帯

#### <対象者>

#### 町民税の非課税者

※町民税が課税されている方の扶養親族は対象外

#### <対象者>

#### 中学生以下の子どもがいる世帯 (子育て世帯)

受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です

### (1)給付対象者

平成26年1月1日において、上土幌町に住民登録があり、平成26年度分の町民税(均等割)が課税されていない方

ただし、課税されている方の扶養となっている場合や生活保護受給世帯などは対象外です。

### (2)給付額(1回限り)

支給対象者1人につき10,000円

給付対象者のうち、下記の方は、5,000円を加算

○老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など

○児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者

など

### (1)給付対象者

平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)を受給している方で、平成25年の所得が児童手当の所得制限に満たない方

ただし、臨時福祉給付金の給付対象となっている方、生活保護受給世帯などは対象外です。

なお、公務員の方は、所属庁により申請書と児童手当受給状況証明書が配布されます。

### (2)給付額(1回限り)

対象児童1人につき10,000円

# 申請方法

## ◆申請場所

### 役場 保健福祉課 福祉担当

■平成26年1月1日時点で住民票が上士幌町にある方が対象です。

## ◆申請期間

7月1日火～10月1日水

【土日祝日を除く】

## ◆申請受付

日付	受付行政区	受付時間	
7月1日火	1・2区	8:30～19:00	
7月2日水	3・4・5・6区		
7月3日木	12・13・14区		
7月4日金	7・8・9区		
7月7日月	15区・ぬかびら・幌加・三股		
7月8日火	10・11・16区・その他		
7月9日水	全行政区		
7月10日木			
7月11日金			
7月14日月～ 10月1日水	全行政区	8:30～17:15	

※申請開始直後は、混雑が予想されますので、なるべく上記の日程で申請受付されますようご協力をお願いいたします。

※受付時間内に申請できない場合などは、ご相談ください。

## 申請に必要なもの

### 臨時福祉給付金

- ◎臨時福祉給付金申請書
- ◎印鑑（シャチハタ以外）
- ◎支給対象者全員の健康保険証
- ◎受指定口座が確認できる書類  
(通帳、キャッシュカードなど)  
**【5,000円加算該当の方】**
  - ◆年金額改定通知書または年金証書**【扶養者の住民票所在地が、平成26年1月1日時点で別の市町村にあった方】**
  - ◆扶養者の平成26年分の非課税証明書

### 子育て世帯臨時特例給付金

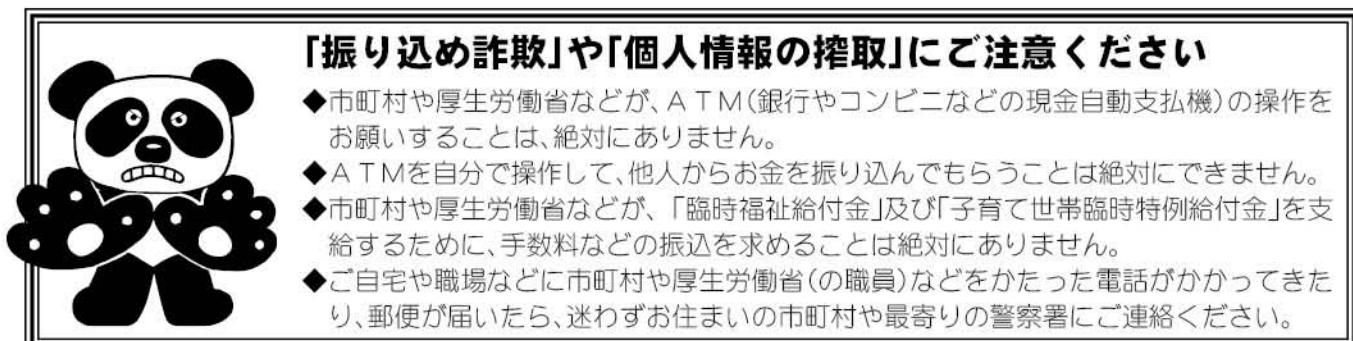
- ◎子育て世帯臨時特例給付金申請書
- ◎印鑑（シャチハタ以外）
- 【児童手当の口座とは異なる受給口座を指定する方／公務員の方】
  - ◆支給対象者の本人確認書類  
(運転免許証、健康保険証など)
  - ◆口座が確認できる書類  
(通帳、キャッシュカードなど)
- ※公務員の方のみ
- ◆児童手当受給状況証明書(所属庁にて発行)

## 給付金の受取方法

■支給要件を満たした方は、申請書に記載した**指定口座**に入金されます。

## ご注意

- 受け取ることができるのは、**どちらか1つ**の給付金です。
- 原則として、**申請期間外の申請**や平成26年1月1日時点で**上士幌町に住民票がない方の申請**は受け付けられませんのでご注意ください。



※お問い合わせは、保健福祉課福祉担当(内線142)遠藤・浅井まで